

公益社団法人神奈川県理学療法士会

令和7年度役員選挙実施要綱

公益社団法人神奈川県理学療法士会
選挙管理委員会

公益社団法人神奈川県理学療法士会 選挙規定10項の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員選挙実施要綱として定める

(1) 選挙人について

- ・選挙人は、選挙の告示日の時点において会員として登録されている者とする
- ・選挙人名簿は、選挙の告示日の時点の会員名簿により、選挙管理委員会が作成する

(2) 選挙の告示について

- ・選挙の告示日は、令和7年2月12日（定時総会の90日以前）とする
- ・告示は、本会ホームページで実施する

(3) 立候補の受付について

- ・立候補受付期間は、令和7年2月24日 正午～3月21日 正午の間とする
（立候補受付期間は告示の日より定時総会の60日以前まで）
- ・立候補の届出は、インターネット上の選挙システムを用いなければならない
- ・立候補者（被選挙人）は、選挙の告示日の時点において会員として登録されている者とする
- ・被選挙人は個々の自由意思により立候補できる

(4) 立候補者一覧について

- ・立候補受付終了後、立候補者一覧を選挙管理委員会が作成し、選挙システムで選挙人に公開する
- ・立候補者が定員と同数の場合または定員を満たさない場合は、無投票当選となることから当選者一覧として選挙システムに掲載する

(5) 投票について

- ・選挙の方法は、選挙システムを使用したインターネット投票により行う
- ・投票期間は、令和7年4月14日 正午～5月11日 正午とする
（投票受付開始：総会40日以前、受付締め切り：総会20日以前、期間：20日間以上）
- ・投票方法は、定数内連記投票とする

(6) 開票について

- ・開票日は、令和7年5月11日12時からとする（総会14日以前）
- ・開票に際しては、立会人3名を置かなければならない

- ・開票立会人は、選挙管理委員会が公正に選任する
- ・選挙管理委員長は投票締め切り後、開票立会人の立会いのもとに開票する
- ・電磁的投票結果の確認は、開票立会人の立ち会いのもとに選挙管理委員が行う
- ・定数内で、有効投票の上位得票者を当選者とする
- ・得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める
- ・候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする
- ・選挙結果については選挙管理委員会が、神奈川県理学療法士会ホームページにて速やかに告示する
- ・当選者が定数に満たないときは、理事会において理事の候補者を推薦し総会の承認を得る

(7) 異議申立について

- ・選挙の効力に対し、不服がある選挙人または候補者（被選挙人）は、文書をもって選挙管理委員会に異議を申し立てることができる
- ・異議申し立ての受付は、結果発表日から7日以内とする

(8) 役員選任について

- ・選挙規程第17条の定めにより、総会にて当選者及び必要に応じて候補者を役員に選任する

(9) 会長選定について

- ・会長の選定は選挙規定第19条に則り、総会当日に開かれる当該年度第3回理事会で行う。
- ・選挙規定第18条により選任された理事の中から、会長に立候補するものを募る。
- ・選挙人ならびに被選挙人は総会で選任された理事とする。
- ・立候補者は理事全員改選直後の理事会で選挙管理委員会に届け出る。自薦、他薦を可とし、他薦の場合は3名以上の理事の推薦があったものを立候補者とする。
- ・3名以上の他薦があった場合、選挙管理委員会による該当者の意思確認を経て立候補者とする。
- ・投票は無記名单記投票とし、最大得票数を得た立候補者を会長候補とする。得票数が同数の立候補者が複数いた場合は、抽選をもって会長候補を選出する。
- ・理事会過半数の賛成をもって、会長に選定する

(10) 参考スケジュール（令和7年度役員選挙実施スケジュール）

日程	立候補・投票手続き	備考
R7. 2. 12	選挙告示	士会HP掲載
R7. 2. 12～3. 14	立候補手続きに関わる相談期間	Eメールで選挙管理委員会へ相談
R7. 2. 24正午～3. 21正午	立候補届出期間	選挙システムで申請*
R7. 3. 31～	選挙公報は選挙システム内で公開	投票選挙の場合に限る
R7. 4. 14正午～5. 11正午	投票期間	インターネット投票*
R7. 5. 11（12時～）	開票	結果は士会HPへ掲載*
R7. 6. 22	役員選任	第46回定時総会で行う

*立候補申請・選挙公報閲覧・投票・選挙結果の確認は、すべて理学療法士協会ホームページのマイページへログインし、神奈川県理学療法士会役員選挙サイトで行う。

以上